

令和 5 年度包括外部監査結果に係る措置状況報告書
【都市魅力産業スポーツ部の財務事務について】

(令和 6 年 9 月)

東大阪市

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 令和5年度の監査テーマ

「都市魅力産業スポーツ部の財務事務について」

3. 監査結果に基づく措置状況一覧（令和6年6月末日時点）

1ページから7ページのとおり

4. 措置状況の内容（令和6年6月末日時点）

8ページから43ページのとおり

5. 措置状況の語句説明

措置済み … 結果及び意見に対し、措置が完了しているもの

措置中 … 結果及び意見に対し、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

措置予定 … 結果及び意見に対し、措置を行う予定だが、具体的な措置は開始されていないもの

検討中 … 結果及び意見に対し、措置を行うかどうかを考慮中であるもの

不措置 … 結果及び意見の対象が消滅したために措置を講じる必要がなくなったもののほか、措置を行わないことを決定したもの

※ 本報告書における措置状況の取りまとめは、市長公室内部統制推進室で行っています。

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)
1		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	行財政改革課	検討中
2		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	都市魅力産業スポーツ部	検討中
3		○	課題解決に応じた施策の成果(アウトカム)の設定と、具体的活動が成果に結びつく仮説(ロジック)についての検討・検証について	都市魅力産業スポーツ部	検討中
4		○	委託に関するルールについて	契約課	措置予定
5		○	委託に関するルールについて	契約課	措置予定
6		○	外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について	行財政改革課	検討中
7		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(負担金補助及び交付金)事業の周知方法について	産業総務課	措置済み
8		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(負担金補助及び交付金)事業に係る事業者の資格要件について	産業総務課	措置済み
9		○	中小企業融資事業に係る金利水準の効果検証について	産業総務課	検討中
10		○	新たな観光まちづくり推進事業に係る業務仕様の見直しについて	国際観光室	措置済み
11	○		勤労市民センター整備事業に係る契約方法の検討について	労働雇用政策室	措置済み
12		○	保健体育施設整備事業の下請業者から徴取している誓約書について	契約課・電気課	措置済み
13		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の再委託承認願について	産業総務課	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)
14	○		東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の完了確認検査について	産業総務課	措置済み
15		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の履行確認について	産業総務課	措置済み
16		○	就活応援窓口事業に係る実施セミナーの開催頻度や定員について	労働雇用政策室	措置済み
17		○	ウィルチェアスポーツコート整備事業のフェンス設置に関する当初の検討不足について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み
18		○	企業経営サポート事業に係る相見積の入手について	産業総務課	措置済み
19		○	企業経営サポート事業における商工会議所との連携について	産業総務課	措置済み
20		○	高付加価値新製品開発支援事業に関連する指標の把握について	モノづくり支援室	措置済み
21	○		高付加価値新製品開発支援事業に係る完了報告書の確認について	モノづくり支援室	措置済み
22		○	モノづくり若年者等就業支援事業に係る求職者向け情報パンフレットの紙媒体による発刊について	労働雇用政策室	措置済み
23		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る履行状況の把握について	モノづくり支援室	措置済み
24		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る契約保証金免除の根拠について	モノづくり支援室	措置済み
25	○		商工会議所補助金・委託料事業に係る委託費の積算における一般管理費について	モノづくり支援室	措置済み
26		○	若者自立支援援助事業に係るアウトカム指標の設定について	労働雇用政策室	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)
27		○	花園ラグビー場整備事業に係る費用削減効果の十分な検討について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み
28		○	モノづくり教育支援事業に係るモノづくり体験教室の体験者数枠の拡大について	モノづくり支援室	措置予定
29		○	モノづくり教育支援事業に係る再委託の中身について	モノづくり支援室	措置予定
30		○	モノづくり教育支援事業に係るアウトカム指標の設定について	モノづくり支援室	措置済み
31		○	魅力アピール推進経費事業に係る仕様書の明確化について	国際観光室	措置済み
32		○	魅力アピール推進経費事業に係る目標設定と効果検証について	国際観光室	措置済み
33		○	オーパススポーツ施設情報システム経費に係る効果指標に関する目標値の設定及びアンケートの徴取について	市民スポーツ支援課	措置予定
34		○	地域就労支援事業に係る効果指標の追加検討について	労働雇用政策室	措置予定
35		○	産業振興PR経費事業に係る契約保証金の免除理由について	モノづくり支援室	措置済み
36		○	産業振興PR経費事業に係る再委託について	モノづくり支援室	措置済み
37		○	産業振興PR経費事業に係る目標設定について	モノづくり支援室	措置済み
38	○		産業振興PR経費事業に係る完了検査について	モノづくり支援室	措置済み
39		○	商業振興コーディネート事業に係る2年連続でのセミナー受講について	商業課	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)
40		○	商業振興コーディネート事業に係る同行・立会いによる監督結果の記録について	商業課	措置予定
41		○	商業振興コーディネート事業に係る市によるレクチャー評価に関するヒアリング結果の記録について	商業課	措置予定
42		○	商業振興コーディネート事業に係る効果指標の設定について	商業課	措置予定
43		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る見回り実施の日付及び時間の報告について	農政課	措置中
44		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る決算報告書の数値の正確性及び適切性について	農政課	措置中
45		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る事業者による見積額の妥当性の検証について	農政課	措置済み
46	○		(産業技術支援センター)委託契約の履行確認について	モノづくり支援室	措置済み
47	○		(産業技術支援センター)市への正確な報告について	モノづくり支援室	措置済み
48		○	(産業技術支援センター)備品管理に用いる備品マスタについて	モノづくり支援室	措置済み
49	○		(勤労市民センター)決裁漏れについて	労働雇用政策室	措置済み
50	○		(勤労市民センター)固定資産の除却漏れについて	労働雇用政策室	措置済み
51	○		(勤労市民センター)備品の計上漏れについて	労働雇用政策室	措置済み
52		○	(勤労市民センター)備品の表示について	労働雇用政策室	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)
53	○		(勤労市民センター)切手と収入印紙の実査の記録について	労働雇用政策室	措置済み
54	○		(花園ラグビー場)仕様の理解と適切な監督の実施について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み
55	○		(花園ラグビー場)収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み
56	○		(花園ラグビー場)備品登録について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み
57	○		(花園ラグビー場)備品の表示について	花園・スポーツビジネス戦略課	措置済み
58	○		(総合体育館)決算報告書の作成誤りについて	市民スポーツ支援課	措置済み
59	○		(総合体育館)収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について	市民スポーツ支援課	措置済み
60		○	(総合体育館)収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定
61	○		(総合体育館)収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み
62	○		(総合体育館)実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定
63		○	(スポーツホール)収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定
64	○		(スポーツホール)収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み
65	○		(スポーツホール)実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)
66		○	(東体育館)収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定
67	○		(東体育館)収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み
68	○		(東体育館)実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定
69		○	(市民ふれあいホール)収支報告書の支出項目の検証について	市民スポーツ支援課	措置予定
70	○		(市民ふれあいホール)収支報告書及び内訳書の自主事業収支額の整合性及び正確性について	市民スポーツ支援課	措置済み
71	○		(市民ふれあいホール)実地棚卸の実施結果及び規程について	市民スポーツ支援課	措置予定
72	○		(東大阪ツーリズム振興機構)契約規程の整備について	国際観光室	措置予定
73		○	(東大阪ツーリズム振興機構)取引誓約書について	国際観光室	措置済み
74		○	(東大阪ツーリズム振興機構)事業効果の検証について	国際観光室	措置中
75	○		(東大阪ツーリズム振興機構)成果品の帰属について	国際観光室	措置済み
76		○	(東大阪ツーリズム振興機構)市と連携したマネジメントについて	国際観光室	措置予定
77		○	(東大阪ツーリズム振興機構)再委託先との契約継続を行う場合の判断基準について	国際観光室	措置予定
78	○		(東大阪ツーリズム振興機構)賞与引当金について	国際観光室	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容一覧(令和6年6月末日現在)

整理 番号	結 果	意 見	監査の結果又は意見の概要	担当課	措置の状況 (令和6年6月末日)
79	○		(東大阪ツーリズム振興機構)支出起案書における決裁漏れについて	国際観光室	措置済み
80		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構)料金收受代行入金口座の区分管理について	モノづくり支援室	措置済み
81		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構)アウトカムを含む情報開示について	モノづくり支援室	措置予定
82		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構)出先機関が実施している預金勘定残高と通帳との照合結果に関する本部の管理について	モノづくり支援室	措置済み
83		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構)共通経費の各事業への按分比率について	モノづくり支援室	措置予定
84	○		(東大阪市産業創造勤労者支援機構)賞与引当金の計上について	モノづくり支援室	措置済み
85	○		(東大阪市産業創造勤労者支援機構)市への正確な報告について	労働雇用政策室・ モノづくり支援室	措置済み
86	○		(東大阪市産業創造勤労者支援機構)固定資産の実査について	モノづくり支援室	措置予定
87		○	(東大阪市シルバー人材センター)発注者からのヒアリング内容をとりまとめた一覧表の作成について	労働雇用政策室	措置中
88		○	(東大阪市シルバー人材センター)民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率の差異について	労働雇用政策室	検討中
89	○		(東大阪市シルバー人材センター)回収不能未収金の回収不能処理について	労働雇用政策室	措置済み
90	○		(東大阪市シルバー人材センター)財務規程に従った固定資産の現物照合について	労働雇用政策室	措置中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
1	63 ページ		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	組織再編を行った場合には、その再編目的の達成・進捗についての自己評価がなされるべきである。市としての基本目標・政策的意図の達成に組織再編がどのように貢献したのか、再編に込められた組織目標が各課の施策立案に反映されているか、という評価軸での自己評価である。 再編対象となった各部署が実施する個々の施策についての評価の集積とは別次元のものである。今回の監査対象に即して述べると、「産業振興による雇用を提供する」、「人を呼び込む流れをつくる」ための個々の施策の進捗・達成状況そのものについての自己評価ではなく、組織再編として「都市魅力産業スポーツ部」が創設された、そのことにより、何ができるようになったのか、従前以上に効率的効果的に施策が遂行されたのか、あるいは組織拡大・協働による新たな施策が立案・実施されたのか、それまでの組織的課題が解決されたのか、という問いに答える自己評価である。 これは今回の直接の調査対象となった都市魅力産業スポーツ部のみの話ではなく、組織再編に関わる市の組織と職員が意識し対応すべきことであって、政策的意図を有する今後の組織再編に際しては、特に市のマネジメント層が、組織的な課題とその改善に対する明確な認識をもって、上記の自己評価に対処されたい。	行財政改革課	今後、組織再編を行う際には政策的意図を踏まえた検討を行う予定です。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
2	63 ページ		○	令和2年度組織再編についての目標設定、評価について	令和2年度の組織再編において、経営企画部がとりまとめた、「令和2年度組織機構改正」において、スポーツビジネス戦略課については、ラグビーワールドカップを契機に「スポーツのまち」として、人の流れを呼び込むスポーツ関連施策を展開し、交流人口の増加、市内のスポーツ関連企業への販路開拓(支援)など市域活性化を目指すものとされていた。 しかし、組織再編によって、従前以上に効率的効果的に施策が遂行されたのか、あるいは組織拡大・協働による新たな施策が立案・実施されたのか、という点については、上述したように、一定のPRや集客効果が定性的に説明されるにとどまっている。組織再編前後において、各施策におけるアウトカムあるいはアウトプットとしての指標が、曖昧あるいは目的との適合性が十分ではなかったから、その後の自己評価も難しいということではないかと考えられる。 今回の監査対象とした都市魅力産業スポーツ部においては、RWC2019大会に伴う経験知とその後の組織再編の効果について振り返るとともに、今後の部としての目標をアウトカムによって明確化する過程を通じて、同部内の複数課による協働が有する効果を明確化する、また、RWC2019大会を含む各種イベント経験知をレガシーと関連付けて再認識することが必要である。	都市魅力産業スポーツ部	ラグビーワールドカップ2019を契機とした部の施策実施においては、組織再編により従前と比べ、連携が図りやすく各事業にもたらした効果についても一定の評価をしています。今後は指摘内容を踏まえ事業実施の際にはこれまでの部の取組みを振り返り、自己評価とそれに必要な効果指標の構築手法を検討してまいります。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
3	73 ページ		○	課題解決に応じた 施策の成果(アウトカム)の設定と、 具体的活動が成果に結びつく仮説 (ロジック)についての検討・検証に ついて	個々の施策・事業の目的と評価に関して、アウトプット指標の設定が中心となっており、アウトカムの設定が不十分である。そのことが、事後評価を曖昧なものにしてしまい、どのように施策を改善・改廃していけば良いかについての積極的な検討の妨げとなっているように見受けられる。 まずは、現在の施策によるアウトプットが、政策目的に応じたアウトカムをもたらすものであるのかということについて、そのロジック(仮説)も含めて見直す必要がある。ロジックの構築とアウトカムの設定、その具体的測定方法が検討されなければならない。 アウトカムそのものを重視するというよりも、施策の活動がアウトカムの向上に繋がっているのか、ロジックを検証して活動を変えてみることで、その試行錯誤が重要である。それには、定量的なアウトカムが設定できれば効果的ではあるが、必ずしも適したデータが入手できるとは限らないから、アンケートやヒアリングなどの定性的な分析によって、施策の受け手にどのような変化が生じたのかを理解しロジックを検証することが有意義である。 ロジックの構築は容易ではなく一定の見込み違いが不可避であることは言うまでもないが、その見込み違いが明らかになり次の活動に活かされることこそが重要であるため、その試行錯誤に対する理解と許容が重要な前提となることにも留意されたい。	都市魅力産業 スポーツ部	今後、同様の事案に取り組む際には指摘内容に基づいたスキームを構築できるように努めてまいります。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
4	73 ページ		○	委託に関するルールについて	給付の完了を確認する検査と共に、契約の適正な履行を図るために「監督」を行うことが必要な場合もある。検査のみによっては給付内容の確認に万全を期することができないものについて、その履行の過程に立会い、履行の適合性・充分性や工程の管理状況を確認し、相手方に指示等を行うことである。(地方自治法第234条の2、同施行令第167条の15参照) 一定期間にわたる給付を約する委託については、今回の調査の限りでは、検査にとどまっている場合が多く見受けられたが、給付を受ける期間の途中において監督を行うことが、受託者に対する牽制も兼ねて有効であり、市がいわゆる監督責任を果たす一助にも繋がるものと考えられる。 一方で、監督の実施に伴うコスト、経済性についても考慮しなければならず、役務の給付を目的とする委託に対する監督を、実務上どのようにどの程度まで行うのかは、受ける役務が多種多様であることも相まって、一義的に定めることは難しい。但し、そうであるが故に、実務上の指針たるべき手引書等においていくつか具体例を示すことが求められる。今回の調査で個別に取り上げたように、給付が行われている現場での打ち合わせ等の機会を利用して、仕様に沿った給付が行われているかを確認し記録に留めておくことは、効果的効率的な一例である。 併せて、検査についても、その範囲、深度やチェックポイントを例示することが有用である。	契約課	契約の適正な履行を図るため、手引き等において監督の手法を例示するなど、全庁的な周知を図るよう整理していきます。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
5	74 ページ		○	委託に関するルールについて	「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」であっても、契約保証金を免除するには、「各委託先の財政状況等を検討」することが求められる旨が、手引書により示されている。しかし、検討に際しての具体的な指針がなく、現場は対応しあぐねている状況と見受けられる。 契約保証金は、契約相手方の義務の履行を促進することを目的とするものであるから、履行しないおそれがないとの判断、即ち今後の業務遂行に関わるような財政状況、例えば、債務超過である、直近2年間連続して赤字決算である、というような状況にないことを確認するというような運用指針が、一案として考えられる。	契約課	契約保証金を免除する際の検討手法について、手引き等において具体例を示すなど、全庁的な周知を図るよう整理していきます。	措置予定
6	75 ページ		○	外郭団体における組織運営・管理に関する規律とその運用について	今回の監査において、監査対象部局が所管する外郭団体に往査を行い、監査テーマに関連する範囲でその管理運営状況について調査を行ったが、契約規程がないとか、固定資産実査が行われていないなど、基本的な規程の未整備や規程からの逸脱が散見された。 東大阪市は、外郭団体において、契約や資産・財務管理等に関する基本的な規程の整備とその遵守が励行されるよう、外郭団体の組織運営・管理に係る一般原則を定め、それに即して外郭団体が組織的に運営されるよう尽力されたい。一定のガバナンスの上に自主性は尊重されるべきものである。	行財政改革課	外郭団体における一般原則規程の整備について検討してまいります。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
7	77 ページ		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(負担金補助及び交付金)事業の周知方法について	事業者がどのように制度概要を把握しているかを十分に把握できていないところがあった。今後、同様の事業を実施する場合は、利用者目線での意見を考慮し、事業者に加え事業者と関係のありそうな士業団体、公認会計士、税理士及び中小企業診断士の地域会等にも案内周知することを検討されたい。	産業総務課	税理士会に対して、市内事業者向けの補助金や支援策、セミナー情報などをメール等でお知らせする中小企業だよりの情報共有を令和5年8月より開始しております。	措置済み
8	78 ページ		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(負担金補助及び交付金)事業に係る事業者の資格要件について	申請者の資格要件として、「事業の継続及び立て直しをする意思があること」としていたが、実際に事業の継続性等の有無を確認する方法は当初から検討していなかった。根拠を具体的に確認できないものを資格要件とすべきではない。	産業総務課	国の支援金を申請する際にも宣誓事項として事業継続の意思を確認しています。本事業は事業復活支援金の上乗せという主旨で実施しており、国の受給資格に追加したのではなく、再確認をしたという認識です。 また、指摘対象である事業は令和5年度以降実施がありません。今後同様の事業があった場合には、今回の指摘を参考にいたします。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
9	79 ページ		○	中小企業融資事業に係る金利水準の効果検証について	制度開始から15年が経過しているが、設定している金利を継続していることについて効果検証を実施していない。事業開始から一定期間が経過し、経済情勢も大きく変化していることを踏まえ、東大阪市の今後の財政見通しや同制度を実施している他市の状況を考慮し、また、金融機関からの意見を入手するなどを行い、現在設定している金利の効果を検証しておくことが望まれる。	産業総務課	コロナ対応の融資が終了したことを受け、令和6年度以降、利用者の増加を見込んでいますが、利用傾向を把握しながら、取扱金融機関と意見交換するなど制度の研究に努めてまいります。	検討中
10	83 ページ		○	新たな観光まちづくり推進事業に係る業務仕様の見直しについて	これまで開催してきた情報を活かした成果や地域経済の活性化の効果は事業の成果物である報告書には説明されていなかった。当事業を今後も継続するのであれば、中長期的な事業効果を設定し、それを達成できるような業務仕様とすることが望まれる。	国際観光室	指摘されている「ひがしおおさか体感まち博」事業については、事業の効果について、客観的、定量的な評価基準を設定し検証を行うこととあわせ、今後の中長期的な事業の展開を見据え、通年開催を視野に入れた取り組みの推進、既存プログラムのさらなる磨き上げ、情報発信やマーケティングなどのノウハウの伝達・共有を通じて、事業者が業務全体を主体的に展開する「稼げるコンテンツ」への成長を促すこと、などを仕様書に記載しました。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
11	85 ページ	○		勤労市民センター 整備事業に係る 契約方法の検討 について	当初契約から16,541千円(39.2%)の変更契約が締結されている。しかし、追加工事について他業者から見積りを取ることなく当初契約の契約者に対して発注が行われている。工事を最も経済的かつ効率的に行えるかの観点に立ち返り、契約方法について事前に十分な検討を行うべきである。	労働雇用 政策室	ご指摘の契約方法については、排煙施設の故障という事象から速やかに改修することで「安全性の確保」を最優先した経過があります。また、当初の予定では軽微な修繕で対応可能という見込みから変更契約での発注を行ったところです。しかしながら、結果として、経費が見込みを上回ることとなりました。 今後、同様の工事案件が発生した場合は、最も経済的かつ効果的に行えるかの観点から、契約方法について契約部門とも事前の協議を重ね、十分に検討のうえ、行ってまいります。	措置済み
12	88 ページ	○		保健体育施設整備 事業の下請業者 から徴取してい る誓約書について	元請業者が下請業者から徴取している暴力団員及び暴力団密接関係者でないことの誓約書について、一部の下請業者から徴取している誓約書の日付がblankとなっている。元請業者と下請業者が契約を締結する時点で、誓約書を入手するとともに、発注者としてチェックを行い形式面での不備がなくなるように改善すべきである。	契約課・ 電気課	【契約課】 契約段階で提出された誓約書については、形式的な不備がないよう提出時に事業者には指導するとともに、決裁等においてダブルチェックを徹底するよう対処しております。(措置済み) 【電気課】 日付がblankとなっていた誓約書は、元請業者を通じて下請契約日が記載された誓約書を徴収しました。 契約段階以外にも現場の顔合わせ時に、元請け業者に対して改めて周知することにより、形式面での不備がなくなるように対処します。(措置済み)	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
13	90 ページ		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の再委託承認願について	原契約における業務期間と再委託期間に相違が見受けられた。再委託承認願を入手した際に、記載内容を確認し誤りがあれば修正を求めるべきであった。	産業総務課	令和4年度で完了している事業のため、再提出を求めることができませんでした。また、同事業は翌年度以降行われていないため、正しい再委託承認願を提出させる機会がありません。 今後、同様の事案が発生しないよう適切な事務処理に努めてまいります。	措置済み
14	91 ページ	○		東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の完了確認検査について	完了検査について、様式に即した自署捺印等がされておらず、また、仕様書等の要求を満たしているかをチェックした書面が残されていなかった。少なくとも様式に即した検査実施者による自署捺印は必須であり、加えて、適切に完了検査を実施したことを疎明する証跡を作成保管しておくことが望ましい。	産業総務課	令和4年度で完了している事業であり、また、同事業は翌年度以降行われていないため、指摘内容について新たな措置を行うことができません。 今後、同様の事案に取組む際には契約事務の手引き等を参考に適切な業務の遂行に努めてまいります。	措置済み
15	91 ページ		○	東大阪市事業継続応援金支給経費(委託料)の履行確認について	東大阪市は、現地視察を実施していたとのことであるが、視察内容を記載した書面や写真等の証跡については残していなかった。また、出勤簿を提示させることができるようになっていたが、日々の出勤状況までは確認していないとのことであった。 視察における確認状況を記録で残しておくことは東大阪市の履行確認を説明できるものとして有益であるし、出勤簿をサンプリングして入手・査閲することも委託先にとっては一定の牽制になるため、これら実施に取り組まれない。	産業総務課	令和4年度で完了している事業であり、また、同事業は翌年度以降行われていないため、指摘内容について新たな措置を行うことができません。 今後、同様の事案に取組む際には契約事務の手引き等を参考に適切な業務の遂行に努めてまいります。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
16	95 ページ		○	就活応援窓口事業に係る実施セミナーの開催頻度や定員について	実施しているセミナーの参加率に濃淡がある。実施しているセミナーの開催頻度や定員について工夫することが望ましい。	労働雇用 政策室	セミナーについては、利用者の感想や参加率等を参考に常にブラッシュアップを行っております。しかしながら、当該業務の効果指標は就職者数であり、就職に直結する内容のものは、参加者数に関わらず必要と考えます。定員については、施設のセミナールームの大きさから限界はあるものの、セミナーの内容により机を省略できる場合は定員を増やす等の工夫を行い、求職者のスキルアップを図っております。	措置済み
17	97 ページ		○	ウィルチェアスポーツコート整備事業のフェンス設置に関する当初の検討不足について	ウィルチェアスポーツコートのフェンスの当初設置時にフェンスの高さについて十分な検討ができていなかったことから、後日、別途防球ネットの設置工事を実施している。当初工事の実施にあたり、より十分な検討を行うことが望ましい。	花園・スポーツビジネス戦略課	令和4年度で事業が完了しており、指摘内容についての措置を行うことができません。 今後、同様の工事を行う際には、ご指摘の点を十分検討して行います。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
18	99 ページ		○	企業経営サポート 事業に係る相見 積の入手について	契約の相手方を特定していることから、財務規則第108条のただし書きを適用し、他社から見積もりをとるのは不可能であったとしている。 しかし、価格設計の透明性を担保するために見積徴収は可能であったと考えられ、本件が「特段の事情があるとき」であると限定的に取り扱うことに検討の余地があったと思慮する。 今後、同様の契約を検討する際には、価格設計に透明性を担保することを考慮し、契約の相手方以外からも見積書を徴収することを検討されたい。	産業総務課	本事業では中小企業の多様な経営課題に対し診断・助言を行うなど、幅広いニーズに対応できる中小企業診断士を配置しております。大阪中小企業診断士会は、経験豊富な診断士を安定して供給することができ、また、委託にかかる事務的なノウハウにも長けていることから、唯一無二な契約相手として、令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結しているため、診断士会以外から見積もりをとるのは不可能と考えております。	措置済み
19	100 ページ		○	企業経営サポート 事業における商工 会議所との連携に ついて	民間事業者とのバランス及び事業継続の観点から、今後は東大阪市の商工会議所等と連携しながら利用者目線に立った事業構築並びに東大阪市の支援の方法を検討していくことが望まれる。	産業総務課	商工会議所においても相談窓口を開設していますが、本市のように専門家が対応するものではなく、職員の方が対応されているケースもあると聞いております。相談者からは市役所での専門家による相談窓口なので、安心して相談ができたといった声もあり、市の窓口も継続して実施したいと考えております。	措置済み
20	103 ページ		○	高付加価値新製 品開発支援事業 に関連する指標の 把握について	事業に関連する、自社製品企業数や、下請け企業数など、事業に関連する指標の趨勢を把握し、事業の効果を評価していくことが望ましい。	モノづくり 支援室	本事業はデザイン性の高い新製品開発のモデル事業であり、この取組みがきっかけで新たなデザイン製品開発を進めるには、市への問合せや相談などにより波及効果が出ているかは把握できるものと考えます。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
21	103 ページ	○		高付加価値新製品開発支援事業に係る完了報告書の確認について	完了報告書に付されていた収支計算書の日付が令和4年3月30日と誤ったまま完了報告書受領起案を決裁していた。様式に即した検査実施者による検査記録がなされておらず、少なくとも、様式に即した検査実施者による自署捺印は必須であり、加えて、確認証跡を残すことにより十分な確認が行われるよう取り組まれない。	モノづくり支援室	完了確認の受領印には押印済みです。また、令和5年度の実績報告書の起案の摘要に検査確認済みであることを記載しています。	措置済み
22	108 ページ		○	モノづくり若年者等就業支援事業に係る求職者向け情報パンフレットの紙媒体による発行について	求職者向け情報パンフレットは紙媒体により発行されている。紙媒体ではなく電子媒体で発行することによる、費用抑制効果についても検討が必要である。	労働雇用政策室	パンフレットについては、令和5年度より紙媒体での発行からデジタル冊子に変更しております。今後も費用対効果を念頭に置いて事業を行ってまいります。	措置済み
23	111 ページ		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る履行状況の把握について	履行状況を年度末の完了報告書でしか把握できていない。毎月もしくは四半期ごとに商工会議所から実績が確認できる資料を取り寄せ、業務内容の履行状況や問題発生状況等を適宜把握することが望ましい。	モノづくり支援室	令和6年度より期中での履行状況の確認のため、毎月履行状況等の報告を受けています。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
24	111 ページ		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る契約保証金免除の根拠について	契約保証金免除の根拠が乏しい。契約保証金を免除する場合には、委託先の財政状態等を確認、検討の上、検討内容を決裁書類上明確にすることが望ましい。	モノづくり支援室	令和6年度より契約保証金免除の根拠検討内容を起案に記載し、決裁書類上で明確にしました。	措置済み
25	111 ページ		○	商工会議所補助金・委託料事業に係る委託費の積算における一般管理費について	モノづくり支援室によると、一般管理費は「10%もしくは受託者の直近の決算により算定した一般管理費率のいずれか低い率で算定する」という方針を採っているとのことである。しかし、実際には、受託者の直近の決算による一般管理費率を算定することなく、10%を機械的に適用しており、自ら定めた方針を遵守していなかった。	モノづくり支援室	令和6年度の契約からは、「10%もしくは受託者の直近の決算により算定した一般管理費率のいずれか低い率で算定する」という方針を採っています。	措置済み
26	114 ページ		○	若者自立支援援助事業に係るアウトカム指標の設定について	事業の効果指標として、進路決定者数を指標としているが、定着率についても指標に追加することを検討されたい。	労働雇用政策室	就職された方の定着率についてはすでに調査を進めておりますので、ご指摘を踏まえ、指標に追加することを検討してまいります。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
27	116 ページ		○	花園ラグビー場整備事業に係る費用削減効果の十分な検討について	工事の実施にあたっては、費用削減効果の調査を実施することが望ましい。	花園・スポーツビジネス戦略課	令和4年度で事業が完了しており、指摘内容についての措置を行うことができません。 今後、同様の工事を行う際には、ご指摘の点を十分調査して行います。	措置済み
28	118 ページ		○	モノづくり教育支援事業に係るモノづくり体験教室の体験者数枠の拡大について	過去において、体験者数枠の関係で、申込者の一部がモノづくり体験教室を体験できない状況となっている。モノづくり体験教室の申込者全員が、モノづくり体験教室を体験できるよう過去の申込者数等を参考に、体験者数枠の拡大について検討されたい。	モノづくり支援室	申込者数は、例年増減するため、申込者全員が体験することはできない状況となっています。事業効果、対象児童数の減少、原材料費や人件費の高騰なども踏まえ総合的に判断し、体験者数枠拡大について検討していきます。	措置予定
29	119 ページ		○	モノづくり教育支援事業に係る再委託の中身について	事務全般の業務について再委託に出されており、再委託費が委託費の大半を占めているにもかかわらず、再委託費の中身について所管所属は詳細な検討をしていない。再委託費の中身について検討することが望ましい。	モノづくり支援室	再委託を行うことは、事務執行上必要なため認めています。再委託費の中身については、体験教室に係る材料費・講師交通費・教材送料・事業調整推進費(各学校と企業間の連携補助)と把握しており、適正な委託費積算やその効果について検討してまいります。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
30	119 ページ		○	モノづくり教育支援事業に係るアウトカム指標の設定について	委託事業のアウトカム指標として、モノづくり体験教室への体験人数を設定している。所属所管はモノづくり体験教室の体験者にアンケートを実施し、体験者の満足度の分析を実施しており、満足度分析の結果をアウトカム指標として活用されることを検討されたい。	モノづくり支援室	令和5年度にモノづくり体験教室の体験者に対して行ったアンケートの満足度分析の結果をアウトカム指標として活用しました。	措置済み
31	122 ページ		○	魅力アピール推進経費事業に係る仕様書の明確化について	本契約において、仕様書の重要な部分であるデジタルブックの配信回数の記載が明確に示されていなかった。受託者にとって適切な履行を確保するために、実施回数や実施時期などの仕様書の重要な項目については明確にしておくことが望まれる。	国際観光室	配信回数ならびに実施時期を令和6年度仕様書に記載しました。	措置済み
32	122 ページ		○	魅力アピール推進経費事業に係る目標設定と効果検証について	デジタルブックは、東大阪市の魅力発信の重要なツールとして導入されたものであるから、過年度実績を参考にするなどして事前に目標値を設定し、取り組んだ事業効果について検証するべきである。	国際観光室	過年度の実績をもとに、事業効果検証のための目標値を令和6年度の仕様書より設定しました。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
33	125 ページ		○	オーパススポーツ施設情報システム経費に係る効果指標に関する目標値の設定及びアンケートの徴取について	施設利用者の増加を期待するとしながらも、目標値が設定されていない。また、事業の有用性をより高めるためにオーパスシステム利用者からアンケート等によるフィードバックを徴取し、当該フィードバックを分析し、活用することを検討されたい。	市民スポーツ支援課	当システム経費は気軽にスポーツ施設を利用できる機会の創出を図る予約システムです。施設利用者のアンケートについては、毎年8月から9月ごろに利用者に向けたアンケートを行うため、その際にオーパス利用に関する内容を含めます。	措置予定
34	128 ページ		○	地域就労支援事業に係る効果指標の追加検討について	事業の効果指標として、相談件数、就労者数を指標としているが、事業の評価としては、相談を受けて就労した方が、その後も一定期間就労し続けているのか、どのような変化が生じたのか等についても、把握することが有用であると考えられるから、本人にヒアリングをするということなども、検討されたい。	労働雇用政策室	ご指摘を踏まえ、令和6年度より仕様書の委託内容に「定着調査業務」を追加しており、就職者に対して、電話等により定着の状況を確認してまいります。	措置予定
35	131 ページ		○	産業振興PR経費事業に係る契約保証金の免除理由について	契約保証金を免除するにあたり、決算内容をどのように判断したのかが明確でない。決算内容をどのように判断したのかについて、決裁書類上明確にすることが望ましい。	モノづくり支援室	令和5年度まで委託事業として実施していましたが、事業手法を変更し、当該事業は令和6年度より補助金事業となったため契約保証金は発生しません。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
36	131 ページ		○	産業振興PR経費 事業に係る再委 託について	過半が再委託されることとなる委託契約において 随意契約による場合には、決裁上当該理由を明確 にすることが望ましい。	モノづくり 支援室	令和5年度まで委託事業として実施してしまし たが、事業手法を変更し、当該事業は令和6年度より 補助金事業となったため再委託及び随意契約は 発生しません。	措置済み
37	132 ページ		○	産業振興PR経費 事業に係る目標 設定について	事前の目標設定について受託者と目標値を共有 して事業を実施しているとのことであるが、仕様書 等においては特段定められていない。目標設定に 関して仕様書等で明確にすることが望ましい。	モノづくり 支援室	令和5年度まで委託事業として実施してしまし たが、事業手法を変更し、当該事業は令和6年度より 補助金事業となったため仕様書は作成いたしません。	措置済み
38	132 ページ	○		産業振興PR経費 事業に係る完了 検査について	モノづくり支援室は委託先から業務完了報告書を 入手し、業務の完了検査を行っているとのことであ るが、いつ誰がどのようにその検査をしたのかを示 す文書・記録がない。完了検査を実施した文書・記 録を残すことが必要である。	モノづくり 支援室	令和5年度より完了報告に係る起案の摘要に検 査確認済みであることを記載しています。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
39	134 ページ		○	商業振興コーディネート事業に係る2年連続でのセミナー受講について	個店が支援を2年以上連続で受講することについて何ら制限を設けていない。現時点では、応募数が定員以内に収まっていることから問題は生じていないが、今後、本事業が浸透し応募数が増加した場合には受講できない個店が発生する可能性がある。そのため、応募状況によっては2年以上連続で受講することに何らかの制限を設けるとともに、事前に募集要項等に明記しておくことを検討されたい。	商業課	令和6年度より事業参加者を募集するチラシに、応募条件として「原則、過去の同事業で支援を受けていない方」という文言を記載しました。	措置済み
40	135 ページ		○	商業振興コーディネート事業に係る同行・立会いによる監督結果の記録について	委託業者によるレクチャーについては市の職員が同行し、仕様書の内容に基づき実施状況を確認しているとのことであるが、正式な様式に監督の実施として記録されているものではなく、同行した全件分の記録が残っているわけではない。同行した全件分について、監督の実施として確認結果の記録を正式な様式に即して残しておき、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。	商業課	令和6年7月より開始する委託業者による事業者支援について、市職員が同行を予定しており、同行時には、事前に定めた様式を用いて内容を記録します。	措置予定
41	135 ページ		○	商業振興コーディネート事業に係る市によるレクチャー評価に関するヒアリング結果の記録について	レクチャーの評価について、東大阪市は一部の個店をピックアップし直接ヒアリングを実施している。しかし、ヒアリング結果の記録については、正式な報告様式に即しているわけではない。正式な報告様式に即して残しておき、事後的に検証・説明できるようにすることが望ましい。	商業課	令和6年7月より開始する委託業者による支援実施後、一部の事業参加者をピックアップし、市職員が直接事業評価をヒアリングする際、事前に定めた様式を用いて内容を記録します。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
42	135 ページ		○	商業振興コーディネート事業に係る効果指標の設定について	当該委託においては、「個店の売上増加」を事業の目的とするものの、来店客の増加を効果指標として設定されているとのことである。 最終的なアウトカムに相当する当初の期待は「個店の売上増加」であることから、令和6年度からは個店の売上増加を効果指標として設定し、効果検証のための売上高把握を含めた事業設計を検討されたい。	商業課	本事業の効果指標として「個店の売上増加」を設定し、支援実施後に参加者に対して行うアンケート等で効果検証を図ってまいります。	措置予定
43	138 ページ		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る見回り実施の日付及び時間の報告について	見回りに従事した者の氏名や従事日数、有害鳥獣の捕獲数は報告を受けているが、従事した日付や時間の報告は受けていない。 日誌等で従事した具体的な日付や時間についても報告を受け、見回りが適時に実施されていること、及び委託料算定の要素である従事日数と整合していることまで確認することが望まれる。	農政課	ご指摘を踏まえ、受託業者へヒアリングを行いました。令和6年度より、従事した具体的な日付や時間についても報告を受け、従事日数との整合性の確認を行ってまいります。	措置中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
44	138 ページ		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る決算報告書の数値の正確性及び適切性について	受託業者より決算報告書を入手しており、本事業に要した項目ごとの支出が記載されているが、内訳明細は把握できていない。 次期以降の委託料積算に役立てるためにも、各費目が具体的に何に要した支出を表しているのか理解することは重要であるから、更なる内訳明細を徴取するなどして、決算報告書の数値の正確性や適切性について確認することを検討されたい。	農政課	ご指摘を踏まえ、受託業者へヒアリングを行いました。令和6年度より、当該契約における見積を単価方式に変更し、決算報告時には各項目の数値について証拠書類とともに報告を受け、数値の正確性や適切性について確認を行ってまいります。	措置中
45	139 ページ		○	有害鳥獣駆除対策事業に係る事業者による見積額の妥当性の検証について	委託料は受託業者からの見積額に基づいて算定されている。他の自治体が有害鳥獣駆除等委託業務に関する単価表を設定しているように、東大阪市としても適切と考える単価を設定したうえで、事業者が提出した見積額について慎重に検討を行い、契約を締結することが望まれる。	農政課	ご指摘を踏まえ、令和6年度より本市として適切と考える単価を設定し、事業者との契約締結を行っております。	措置済み
46	143 ページ		○	(産業技術支援センター) 委託契約の履行確認について	再委託契約において、契約書上「受託者は実施した作業内容及び作業に従事した作業員名を記録し、委託者の確認検査を受け、認印を求めなければならない」と規定されているが、確認検査を行った記録は残されていなかった。	モノづくり支援室	令和5年度より確認検査を実施の上、確認印を押印した作業報告書を記録しています。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
47	143 ページ	○		(産業技術支援センター) 市への正確な報告について	指定管理者は東大阪市に指定管理業務と自主事業、それぞれに係る決算数値を報告している。しかし、指定管理者は市への報告後決算数値に修正があったにもかかわらず、修正後の決算数値を報告していなかった。	モノづくり支援室	令和5年度事業報告書においては、適切な数値が報告されていることを確認しています。	措置済み
48	144 ページ		○	(産業技術支援センター) 備品管理に用いる備品マスタについて	備品棚卸に使用する備品マスタに廃棄済の備品が含まれていた。東大阪市が抽出方法を誤ったことが原因であるが、適切に抽出を行い、適切な備品管理ができるようにしておくべきである。	モノづくり支援室	令和6年度は適切に抽出した備品でマスタを作成しており、適正な備品管理に努めています。	措置済み
49	148 ページ	○		(勤労市民センター) 決裁漏れについて	契約において、事務処理規程において求められる決裁が得られていないものがあった。	労働雇用政策室	ご指摘を踏まえ、事務処理規程に即し、書面上で決裁を得るよう対応しております。今後も事務処理規程を遵守した事務処理に努めてまいります。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
50	148 ページ	○		(勤労市民センター) 固定資産の除却漏れについて	除却済の固定資産について除却処理が漏れていたものがあつた。	労働雇用 政策室	ご指摘を踏まえ、機構の固定資産台帳については、令和5年度決算において除却処理を行いました。今後は組織として、適切な手順・手続きを遵守してまいります。	措置済み
51	148 ページ	○		(勤労市民センター) 備品の計上漏れについて	過年度に購入した固定資産について、市のシステムに適切に登録されていないものがあつた。	労働雇用 政策室	ご指摘を踏まえ、令和5年度より備品を改めて確認し、システム未登録であつた備品はシステム登録を行っております。 また、備品の購入・廃棄については、労働雇用政策室と指定管理者と事前に協議を行うことで漏れなく、適切な処理を行うよう努めております。	措置済み
52	149 ページ	○		(勤労市民センター) 備品の表示について	備品の現物を確認したところ、品名や整理番号が表示されていないものが見受けられた。市の財務規則に準じて、漏れなく適切に実査を行えるよう対象備品に関して個別番号シールを貼るべきである。	労働雇用 政策室	ご指摘を踏まえ、監査後に対象備品のシールについて速やかに貼り付けを行いました。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
53	149 ページ	○		(勤労市民センター) 切手と収入印紙の実査の記録について	切手と収入印紙について、受払簿と現物との照合結果が残されていない。	労働雇用 政策室	ご指摘を踏まえ、監査の翌日に受払簿と現物の照合結果を確認する様式を作成し、事務長と職員の2名体制で毎月確認を行い、捺印しております。	措置済み
54	152 ページ	○		(花園ラグビー場) 仕様の理解と適切な監督の実施について	花園ラグビー場の指定管理に関して、令和4年度に指定管理者によるアンケートが実施されていなかった。アンケートが実施されなかったことは、仕様書違反であり、その時点で認識の齟齬の有無確認も含め適切な指導をするべきであったし、完了検査が適切でなかったということである。	花園・スポーツ ビジネス戦略課	令和6年3月より、花園ラグビー場の事務所前に、アンケート用のQRコードを掲示しております。	措置済み
55	153 ページ	○		(花園ラグビー場) 収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について	収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分について、指定管理者が作成した基準の合理性を確認し、見直しが必要と判断する場合には、見直すよう指導する必要がある。	花園・スポーツ ビジネス戦略課	監査人との見解の相違があったもので、光熱水費については利用料金に含まれており、自主事業は利用料金が全額減免されるため、光熱水費はかかっておりません。そのため、見直しの必要はないと考えております。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
56	154 ページ	○		(花園ラグビー場) 備品登録について	寄贈を受けた備品について、台帳に登録すべきものの、登録が行われていないものがあった。	花園・スポーツビジネス戦略課	令和5年度において、ご指摘を受けた備品について登録いたしました。	措置済み
57	154 ページ	○		(花園ラグビー場) 備品の表示について	備品について、品名や整理番号が表示されていないものが散見された。市の財務規則に準拠した取り扱いを行うべきである。	花園・スポーツビジネス戦略課	令和5年度において、ご指摘を受けた備品について登録し、品名や整理番号記載のラベルを貼りました。	措置済み
58	158 ページ	○		(総合体育館) 決算報告書の作成誤りについて	指定管理者は収支報告書を作成するにあたり、試算表の数値をもとに、エクセル上にて一定の調整を行っているが、当該エクセル上の調整を誤ったことにより、結果として収支報告書の記載を誤る結果となっている。所管課においても、収支報告書が正確に作成されるよう、指定管理者を指導するとともに、決算における調整項目の妥当性について検討することが望ましい。	市民スポーツ支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について協議し、正確な報告書の作成の指導を行いました。決算項目については妥当であると確認しておりますが、報告書の提出時に項目に適した決算報告がされているのか今後慎重な確認を行います。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
59	158 ページ	○		(総合体育館) 収支報告書にお ける人件費、光熱 水費等の共通経 費の指定管理業 務と自主事業への 按分について	収支報告書における人件費、光熱水費等の共通経費の指定管理業務と自主事業への按分ルールについて、指定管理者と所管課の間で認識の共有を行う必要がある。また、社員給与や光熱水費について全額を受託事業経費とする按分ルールについて格別の理由があるのか、指定管理者に確認の上で見直しがされる必要がある。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について協議し、認識の共有を図りました。按分ルールの見直しについて、指定管理者と調整を行い、光熱水費については使用料金の中に含まれていることから、見直しの必要はないと考えております。	措置済み
60	158 ページ		○	(総合体育館) 収支報告書の支 出項目の検証に ついて	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合、内容確認を実施することが望ましい。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について協議しました。今後は、サンプリングとして随時、請求書等の資料を取得し、適切な内容であるか確認を行うように進めてまいります。	措置予定
61	159 ページ	○		(総合体育館) 収支報告書及び 内訳書の自主事 業収支額の整合 性及び正確性に ついて	東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施しておらず、適切に検証を行うべきである。	市民スポーツ 支援課	所管施設の自主事業の収支について今一度確認を行い、その結果令和4年度の光熱水費補填における返還額の見直しを行った結果、返還額に変動はないことを確認済みです。自主事業を含む決算報告については正確な収支報告を指導するとともに、市でも指定管理者から報告書の提出があれば整合性について検証を行います。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
62	159 ページ	○		(総合体育館) 実地棚卸の実施 結果及び規程に ついて	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について共有しました。毎年年度末に備品管理に関する照会があるため、その際に実施結果の記録を残すなど適切な棚卸を実施いたします。	措置予定
63	162 ページ	○		(スポーツホール) 収支報告書の支 出項目の検証に ついて	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について協議しました。今後は、サンプリングとして随時、請求書等の資料を取得し、適切な内容であるか確認を行うように進めてまいります。	措置予定
64	163 ページ	○		(スポーツホール) 収支報告書及び 内訳書の自主事 業収支額の整合 性及び正確性に ついて	東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施しておらず、適切に検証を行うべきである。	市民スポーツ 支援課	所管施設の自主事業の収支について今一度確認を行い、その結果令和4年度の光熱水費補填における返還額の見直しを行った結果、返還額に変動はないことを確認済みです。自主事業を含む決算報告については正確な収支報告を指導するとともに、市でも指定管理者から報告書の提出があれば整合性について検証を行います。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
65	163 ページ	○		(スポーツホール) 実地棚卸の実施 結果及び規程に ついて	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について共有しました。毎年年度末に備品管理に関する照会があるため、その際に実施結果の記録を残すなど適切な棚卸を実施いたします。	措置予定
66	166 ページ	○		(東体育館) 収支報告書の支 出項目の検証に ついて	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について協議しました。今後は、サンプリングとして随時、請求書等の資料を取得し、適切な内容であるか確認を行うように進めてまいります。	措置予定
67	167 ページ	○		(東体育館) 収支報告書及び 内訳書の自主事 業収支額の整合 性及び正確性に ついて	東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施しておらず、とりわけ、整合性については、両者に差異が生じているにも関わらず、当該差異及び発生原因を把握できていなかった。今後は検証を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	所管施設の自主事業の収支について今一度確認を行い、その結果令和4年度の光熱水費補填における返還額の見直しを行った結果、返還額に変動はないことを確認済みです。自主事業を含む決算報告については正確な収支報告を指導するとともに、市でも指定管理者から報告書の提出があれば整合性について検証を行います。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
68	168 ページ	○		(東体育館) 実地棚卸の実施 結果及び規程に ついて	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について共有しました。毎年年度末に備品管理に関する照会があるため、その際に実施結果の記録を残すなど適切な棚卸を実施いたします。	措置予定
69	171 ページ	○		(市民ふれあい ホール) 収支報告書の支 出項目の検証に ついて	事業年度終了後、指定管理者より収支報告書を入手している。 支出金額についてはより踏み込んだ検証が必要となるが、現状、指定管理者から内訳書や完了報告書を入手し閲覧するにとどまっている。 一般的には、内訳明細書の入手とともに、サンプリングによる業者からの請求書や領収書との突合を実施することが望ましい。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について協議しました。今後は、サンプリングとして随時、請求書等の資料を取得し、適切な内容であるか確認を行うように進めてまいります。	措置予定
70	172 ページ	○		(市民ふれあい ホール) 収支報告書及び 内訳書の自主事 業収支額の整合 性及び正確性に ついて	東大阪市は指定管理業務収支のみならず自主事業収支についてもその正確性などの検証を行う必要がある。その一環として収支報告書金額と内訳書金額の整合性の検証、完了報告書に基づく計算の正確性の検証を行うことが考えられる。しかし、東大阪市はこれらの検証を実施しておらず、とりわけ、整合性については、両者に差異が生じているにも関わらず、当該差異及び発生原因を把握できていなかった。今後は検証を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	所管施設の自主事業の収支について今一度確認を行い、その結果R4年度の光熱水費補填における返還額の見直しを行った結果、返還額に変動はないことを確認済みです。自主事業を含む決算報告については正確な収支報告を指導するとともに、市でも指定管理者から報告書の提出があれば整合性について検証を行います。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
71	173 ページ	○		(市民ふれあい ホール) 実地棚卸の実施 結果及び規程に ついて	指定管理業務に利用している備品について、年に1度、市の職員が実地棚卸を実施しているが、実施結果を記録として残していない。実施結果を記録・承認するまでが適切な棚卸と考えられるため、そのような規程を整備するとともに遵守して棚卸を実施すべきである。	市民スポーツ 支援課	令和6年6月20日の指定管理者定例会にてご指摘の内容について共有しました。毎年年度末に備品管理に関する照会があるため、その際に実施結果の記録を残すなど適切な棚卸を実施いたします。	措置予定
72	177 ページ	○		(東大阪ツーリズム 振興機構) 契約規程の整備 について	契約規程が作成されていなかった。	国際観光室	現在、機構には「契約事務の手引き」があり、契約締結の際に参照していますが、契約の公平・公正を確保するためには組織統制の機能を有する契約規程を作成する必要性は理解しており、作成に向けて作業を進めます。	措置予定
73	177 ページ	○		(東大阪ツーリズム 振興機構) 取引誓約書につ いて	日付が記載されていない取引誓約書を確認せず受け取っていた。	国際観光室	契約関係書類のチェックが不十分でした。監査指摘を受けて以降、日付の記載を確認した上で契約関係書類を受領しています。今後とも漏れのないよう確認を徹底してまいります。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
74	178 ページ		○	(東大阪ツーリズム振興機構)事業効果の検証について	東大阪市から受託した新たな「体感まち博」の開発推進事業として、每期同様の事業を再委託し、再委託先から成果品を入手しているものの、当該事業の効果について検証がされていない。每期継続実施する事業であれば、次年度以降の業務につなげていくために、事業効果の検証を行うべきである。	国際観光室	令和5年度から、事業全体のマネジメントを含む機構業務を民間企業の専門的なノウハウや企業組織の機能を活用する業務委託(マネジメントコンサルティング方式業務委託)を行い、機構と受託企業の新たな体制により、「まち博」を従前の実績を上回る成果を追求して実施し、一定の成果を得ました。事業効果の検証については、委託業者から成果、アウトプット、課題、今後の展開等を記載する様式により業務実績報告の提出を求め、この結果も踏まえ、令和6年度は「まち博」の本来の目的である着地型観光のコンテンツ化を目指して、実施方法も大幅に見直し、新たな取組みを行ってまいります。	措置中
75	178 ページ		○	(東大阪ツーリズム振興機構)成果品の帰属について	業務完了後の成果物の管理、保管先について、契約内容設計時に確認しておく必要がある。	国際観光室	指摘の事業は単年度事業でしたが、成果物の管理及び保管の対応について十分検討していませんでした。当該成果物は市の備品登録を行い、管理していくこととしました。今後、成果物が有形物となる見込みのある事業があれば、帰属等も含め、事業設計してまいります。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
76	179 ページ		○	(東大阪ツーリズム振興機構)市と連携したマネジメントについて	中期経営計画では事業効果としてアウトプット、アウトカム指標を設定し、東大阪市と連携しながら適切にマネジメントをしていくことが必要である。	国際観光室	中期経営計画は「ビジョンに掲げた目標と現状との差異を埋めるための戦略と実行計画」とであるとされています。本市観光のビジョンを示す観光振興計画が令和6年3月に策定されたところであり、令和6年度に、国際観光室、機構、委託事業者で協議しながら、中期経営計画を策定します。策定に当たっては、ビジョンに対して各事業の具体的な目標までブレイクダウンすることによりアウトカム指標を設定しながら、策定作業を行うものとし、アウトカムベースで結果を出すことを目指します。	措置予定
77	181 ページ		○	(東大阪ツーリズム振興機構)再委託先との契約継続を行う場合の判断基準について	再委託先との契約継続を行う場合の判断基準として、定性的な評価基準ではなく、客観的定量的な評価基準を設定しておくことが望まれる。	国際観光室	当機構では、理事会を地域の多様な関係者で合意形成する場として、理事会の理事の選出を行っています。毎回、理事会では事業の進捗状況を報告していますが、令和6年度の再委託事業者の契約の更新については、令和6年1月の理事会での事業進捗状況の報告に対して各理事から高評価を得たことを考慮し、契約書の契約期間延長の規定を適用して、更新することを決定しました。しかし、客観的な評価基準の設定の必要性は認識しており、次年度の契約締結までに検討します。	措置予定

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
78	181 ページ	○		(東大阪ツーリズム振興機構) 賞与引当金について	賞与引当金が計上されていない。	国際観光室	・賞与引当金については、法的必須条件ではないこと ・年度末における次年度の職員在職状況の変動可能性があること ・賞与支給対象者が極めて少人数であること 等から賞与引当金計上に合理性を見出せないとの考えから賞与手当として全額費用計上してきたものであり、専門家からも妥当との見解を得ています。	措置済み
79	182 ページ	○		(東大阪ツーリズム振興機構) 支出起案書における決裁漏れについて	支出起案書において、決裁漏れの起案書がある。	国際観光室	最終決裁者が下位の職を兼ねており、最終決裁欄への押印はあったものの、当該下位の職の決裁欄の押印が漏れていました。監査指摘を受けて以降、決裁漏れはないことを確認しており、今後とも漏れのないよう確認を徹底してまいります。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
80	184 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) 料金收受代行入金口座の区分管理について	産業技術支援センターに係る指定管理業務の貸室利用料収入の口座については、他の事業とは別口座で管理すべきである。	モノづくり支援室	令和6年度より別口座での管理を行っています。	措置済み
81	184 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) アウトカムを含む情報開示について	事業計画及び事業報告書を每期公表しているが、各事業の計画に係る数値情報及び実績との比較情報が記載されておらず、また、事業報告書では事業実績や財務諸表を公表しているが、事業実施に係るアウトカム情報までは記載されていない。今後の情報開示について検討すべきである。	モノづくり支援室	事業計画及び事業報告書において、各事業の計画に係る数値情報及び実績との比較情報をはじめとするアウトカム情報の記載及び公表を検討していきます。	措置予定
82	185 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) 出先機関が実施している預金勘定残高と通帳との照合結果に関する本部の管理について	機構の2か所の出先機関の預金残高について出先機関毎に出納担当者が通帳との照合を実施しているとのことであるが、当該照合結果を本部が管理していない。出先機関で実施している普通預金残高と通帳との照合結果について、本部でも確認することが望ましい。	モノづくり支援室	令和6年度より、機構の2か所の出先機関の預金残高にかかる通帳との照合を、本部担当者でも毎月行うこととしました。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
83	185 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) 共通経費の各事業への按分比率について	共通経費の公益事業と収益事業への按分比率は、過去の利用者の比率に基づき設定しているが、その後の実績の把握は行っていない。按分比率が実態に合っていることを確認するために、決算ごとに実績を把握し、按分比率の見直しの要否を検討することが望ましい。	モノづくり支援室	共通経費の公益事業と収益事業への按分比率の見直しの要否の検討を求めています。	措置予定
84	185 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) 賞与引当金の計上について	賞与引当金の計上にあたり、社会保険料の法人負担分が含まれていないため、本来必要な繰入額より過少になっている。	モノづくり支援室	令和5年度から社会保険料の法人負担分を賞与引当金として計上しました。	措置済み
85	186 ページ		○	(東大阪市産業創造勤労者支援機構) 市への正確な報告について	勤労市民センターの指定管理業務において、自主事業の報告を行っているが、市に対する報告数値と実際の決算数値に差異が生じていた。報告前に決算数値との整合性を確認することで誤りを発見できたものと考えられるため、報告前に適切な確認作業を行った上で、正確な報告を行うことが必要である。	労働雇用政策室・モノづくり支援室	令和6年3月29日に適切な確認作業と正確な報告の徹底を指導しました。	措置済み

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
86	186 ページ	○		(東大阪市産業創造勤労者支援機構) 固定資産の実査について	固定資産の実査に関する規程が定められておらず、定期的な実査が実施されていない。	モノづくり支援室	固定資産の実査に関する規程整備と定期的な実査を実施いたします。	措置予定
87	189 ページ		○	(東大阪市シルバー人材センター) 発注者からのヒアリング内容を取りまとめた一覧表の作成について	発注者からのヒアリング内容を取りまとめた一覧表が作成されていない。発注者からのヒアリングを通じて得られたコメント記録を基に、満足度評価の視点から分析取りまとめを行い、コメント一覧の共有や会員との意見交換により提供サービスに係る品質向上に対する取組みを実施することで、組織的な説明責任を果たすべきである。	労働雇用政策室	令和5年12月より、訪問した発注者とのヒアリング内容の結果一覧表を作成しております。今後、基本的に新規就業又は会員が交代し就業した際、一定期間経過後に訪問することといたします。また、令和6年度以降に分析及び取りまとめの結果を共有及び会員との意見交換を行うことで、提供サービスの向上に努めてまいります。	措置中
88	189 ページ		○	(東大阪市シルバー人材センター) 民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率の差異について	民間業者からの受注と公共団体からの受注において計算される事務費率に差異が設けられている。事務費率に差異を設ける特段の事情がない限り見直す必要がある。	労働雇用政策室	ご指摘の点につきましては、公共団体からの受注と民間事業者からの受注との事務量等を考慮に入れ、妥当性について検討を行ってまいります。	検討中

令和5年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況の内容(令和6年6月末日現在)

整理 番号	報告書 ページ	結 果	意 見	監査の結果又は 意見の概要	内 容	担 当 課	措置状況内容 (令和6年6月末日)	措置の状況 (令和6年6月末日)
89	189 ページ	○		(東大阪市シルバー人材センター) 回収不能未収金の回収不能処理について	令和5年9月の「未収一覧表」を確認したところ、令和4年10月請求分の未収金(26,000円)が未納となっている。回収不能未収金処理内規第2条の各項に照らして回収不能処理の必要性について適宜に検討されたい。	労働雇用政策室	令和6年2月7日開催した理事会において承認され、貸倒損失として処理いたしました。	措置済み
90	190 ページ	○		(東大阪市シルバー人材センター) 財務規程に従った固定資産の現物照合について	財務規程を十分認識できていなかったため固定資産の現物照合を行っておらず、また、東大阪市もその状況を把握していなかった。財務規程の周知徹底を行うとともに、財務規程に従い毎事業年度1回以上固定資産台帳との現物照合を実施し、また、東大阪市は当センターの現物照合の実施状況をモニタリングするべきである。	労働雇用政策室	ご指摘を踏まえ、財務規程に従い、令和5年度より事業年度1回は固定資産台帳との現物照合を実施しています。 労働雇用政策室としても令和6年度より年度1回モニタリングを行ってまいります。	措置中